

事例紹介

車両認証にかかる新たな国際相互 承認枠組みの構築に向けて

自動車審査部 前任自動車審査官

家邊 健吾

車両認証にかかる新たな国際相互承認 枠組みの構築に向けて

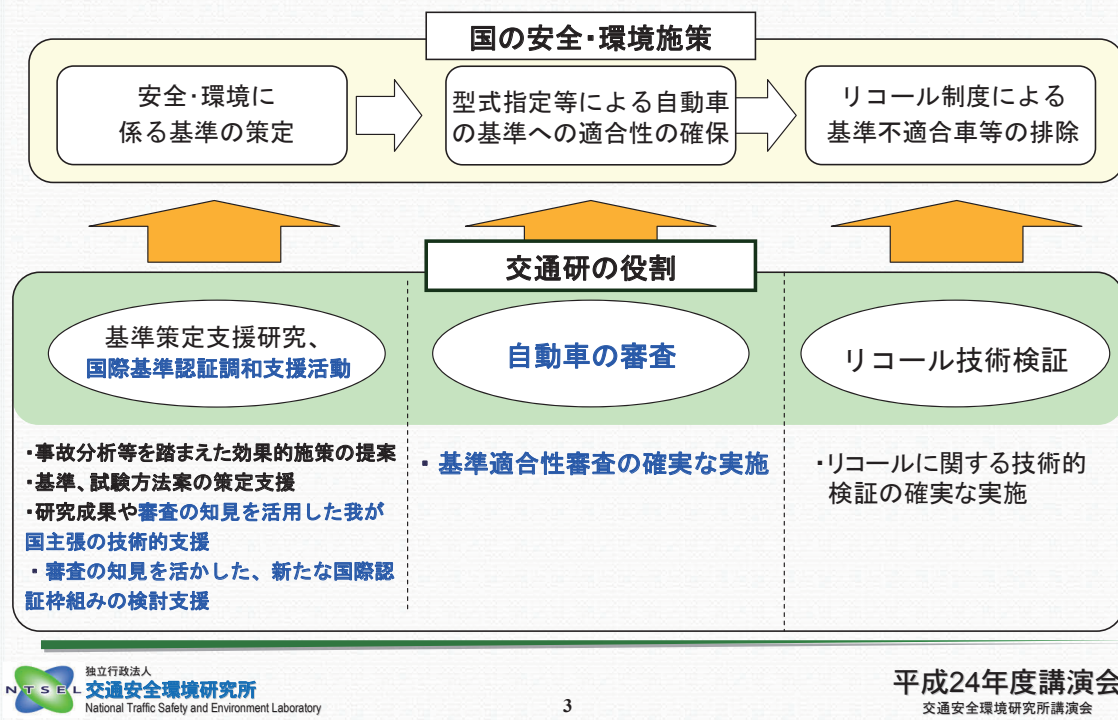
2012年5月22日

交通安全環境研究所 自動車審査部
前任自動車審査官 家邊 健吾

内容

- 自動車審査部の役割
- 審査業務
 - 型式指定制度
 - 自動車の審査の流れ
- 国際的な車両型式認証制度 (IWVTA)
 - 基準調和と認証の相互承認
 - IWVTA の導入 (58年協定改正)
- 自動車基準認証国際化行動計画
- 具体的な方策

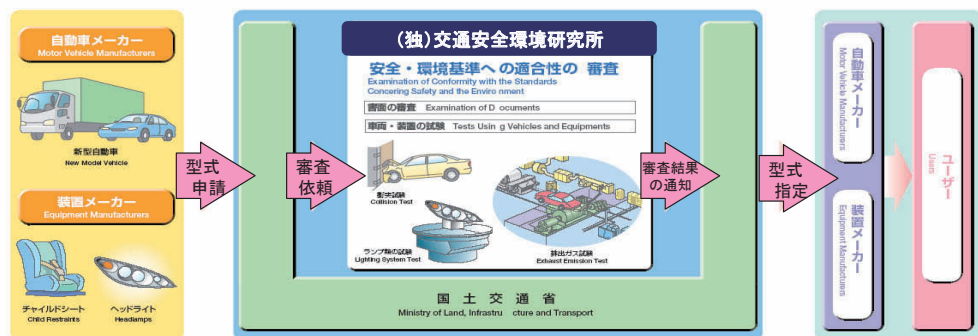
自動車審査部の役割



3

型式指定(型式認証)制度

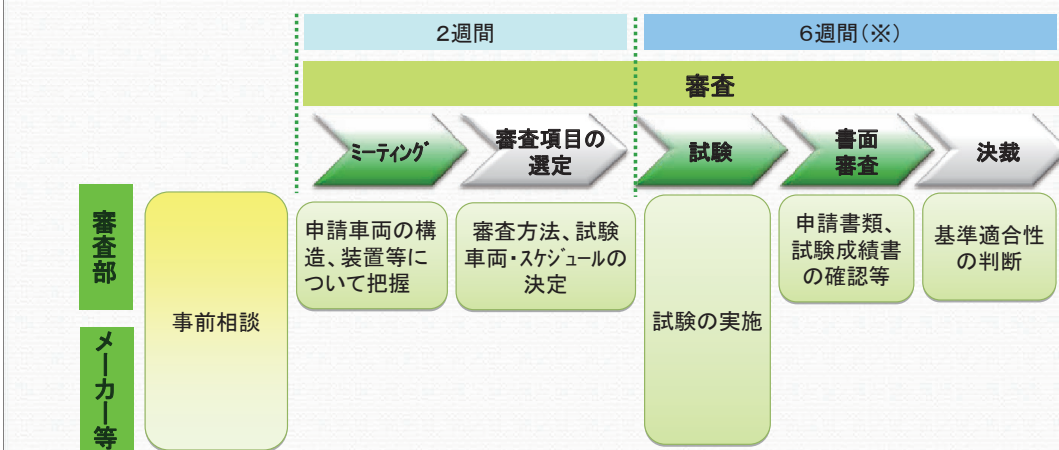
- 自動車の型式指定は、自動車メーカー等による国土交通省への申請により、自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合し、かつ、自動車が均一性を有するものであるかどうかを判定し、その自動車の型式を指定する制度。
- 自動車審査部は、国土交通省の依頼に基づき、自動車の型式の指定に関する事務のうち、自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかの審査を行う。
- 装置についても、同様の型式指定制度があり、型式について指定を受けた装置は、自動車型式指定において、保安基準に適合しているものとみなされる。
- 58年協定に基づく認証証を有する装置については、装置型式指定を受けたものとみなされる。



4

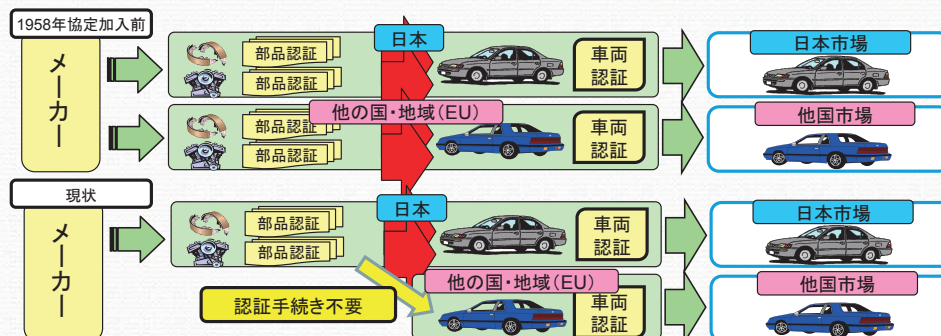
自動車の審査の流れ

- ミーティングにおいて、申請内容を把握し、その内容をもとに審査項目を選定する。その後、試験の実施、書面審査による基準適合性を判断する。
- ミーティングから審査項目の選定までを2週間で実施し、その後で基準適合性の判断を6週間で行う。なお、申請内容に応じて、審査期間を短縮する(※)。
- 事前相談は、個別車両の審査を行う前などに、適宜実施する。



基準調和と認証の相互承認

- 自動車の装置等ごとの基準の統一及び認証の相互承認を図ることを目的とした58年協定に加盟した締約国は採用した規則(※)について協定に基づく認可証を発行する権利と、他国が交付した認可証を有する装置等を自国基準適合品として取り扱う義務を負う。 ※任意に採用することが認められている
- これにより、ある締約国で認証を受けた装置等については、同一の規則を採用した他の協定締約国での認証手続きが不要になる。
- 新たな認証の相互承認の枠組みとして、現在装置ごとに行われている認証の相互承認を車両全体に発展させる「国際的な車両型式認証制度(IWVTA)」を日本が提案し、他の締約国の賛同を得て検討が開始。



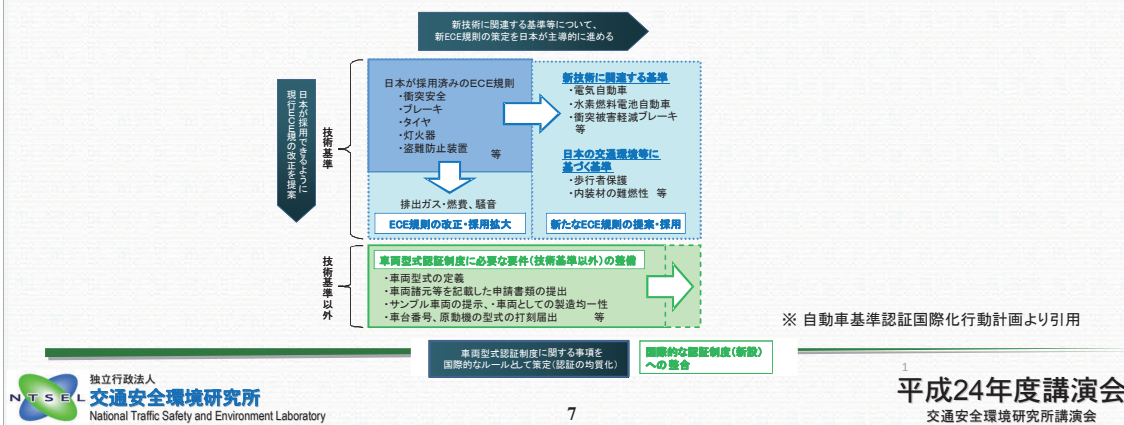
※国土交通省報道発表資料(平成22年3月11日)より引用

IWVTAの導入(58年協定改正)

装置認証から車両認証への発展

1. 基準調和及び認証の相互承認項目の加速度的な進展

2. 車両型式認証制度に必要な要件の整備



7

自動車基準認証国際化行動計画

高い技術力に裏打ちされた国際的に発言力を有する審査機関の確立

1. 基準策定活動との連携強化

2. 審査官の専門性の深化等による組織の技術力の強化・蓄積

3. 多国間認証に対応した基準・認証制度の整備

4. 申請関係窓口の一本化等による高い利便性の実現

5. 人的、技術的、制度的、経営的観点からの持続可能性の確保

具体的な方策(1)

1. 基準策定活動との連携強化、組織の技術力の強化・蓄積

1-1. 国との基準制改定に係る定期的情報交換

1-2. GR等への継続的参加

1-3. 58年協定の枠組みにおける審査機関等の集まる場の設置提案

具体的な方策(2)

2. 多国間認証に対応した基準・認証制度の整備、高い利便性の実現

2-1. 申請書類・諸手続等に関するIWVTAとの整合

2-2. 申請者と国土交通省間の連絡調整機能の強化

2-3. 審査手続き・スケジュールの柔軟性向上

2-4. 試験運用の合理化

2-5. 品質管理体制の強化

具体的な方策(3)

3. 人的、技術的、制度的、経営的観点からの持続可能性の確保

3-1. 多様な人材確保、人材育成

3-2. 試験設備の適切な維持・整備